(証券コード 2492) 2024年3月8日

株主各位

(電子提供措置の開始日) 2024年3月5日 東京都港区海岸一丁目2番3号 株式会社インフォマート 代表取締役社長中島 健

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申 し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】



https://corp.infomart.co.jp/ir/stockholder/stockholder_meeting/ し上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第26期定時株主総会招集通知」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/2492/teiji/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「インフォマート」又は「コード」に当社証券コード「2492」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、後掲のインターネット等又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月26日(火曜日)午後6時(郵送必着・インターネット入力締切)までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 2024年3月27日(水曜日)午前10時

2.場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号 日本生命浜松町クレアタワー 5階 浜松町コンベンションホール「メインホールA」

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第26期(2023年1月1日から2023年12月31日 まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査 人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第26期 (2023年1月1日から2023年12月31日 まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案剰余金の処分の件第2号議案定款一部変更の件第3号議案取締役1名選任の件第4号議案監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の 方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、 代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[◎]電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

[◎]書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。

[◎]本総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月27日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2024年3月26日 (火曜日) 午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2024年3月26日 (火曜日) 午後6時入力完了分まで

- ※ 書面 (郵送) とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってく ださい。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パス ワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って替否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わ<u>せください。</u> 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120 — 173 — 027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

~株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内~

- ▶ 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
- ▶ 株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

株主総会ライブ配信・事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。 ※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時~2024年3月27日となります。

1. 株主総会ライブ配信日時

2024年3月27日 (水曜日) 10時~株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

※やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時~2024年3月21日(木曜日)0時まで

3. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

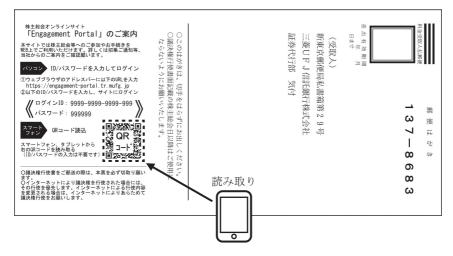
本招集通知の議決権行使書用紙裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

- ※同封の議決権行使書用紙を紛失された場合、招集通知10頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。
- (1) QRコードの読み取りによりログインする場合(スマートフォン・タブレット等)

議決権行使書用紙裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

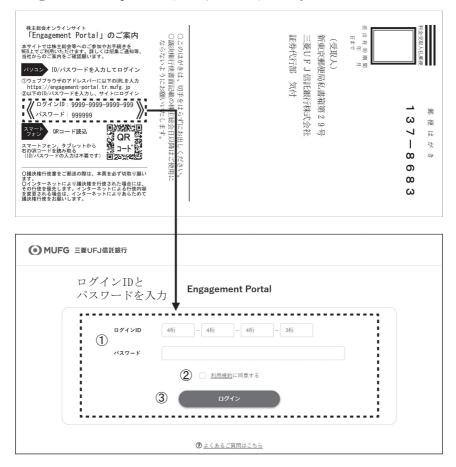


(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合 (パソコン等)

① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書用紙裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。



4. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



当日ライブ視聴 >

② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法 上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会におい て株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、イ ンターネット参加により行うことはできません。
- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご 案内しているインターネット投票、又は委任状等で代理権を授与する代 理人による当日のご出席をお願い申し上げます。
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び 役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んで しまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、他の方のご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末(機種、性能等)やインターネットの通信環境(回線状況、通信速度等)により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

5. 事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認 の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリ ックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問にかかるご留意事項】

- ✓ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✓ ご質問は400文字以内でお願い申し上げます。
- ✓ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。
- ✓ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではございません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

≪推奨環境≫

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	P	С	モバイル				
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android		
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	i0S 14.0 以降	Android 9.0 以降		
ブラウザ ※各最新	Google Chrome, Microsoft Edge (Chromium)	Safari, Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome		

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土目祝日等を除く平日9時~17時、ただし、株主総会当日は9時~株主総会終了まで)

事 業 報 告

(2023年1月1日から) (2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2023年1月1日~12月31日)における我が国の経済は、コロナ禍の終息により、景気回復の動きは維持されるものの、依然として物価上昇圧力は高く、景気は緩やかな回復が続く動きとなりました。

当社グループが主に事業を展開する国内の2022年のBtoB(企業間電子商取引)-EC市場規模は、前年比12.8%増の420.2兆円、小売・その他サービス業を除いた商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率は前年比1.9ポイント増の37.5%となりました(経済産業省「令和4年度電子商取引に関する市場調査報告書」)。

このような環境下にあって、当社グループは当連結会計年度におきまして、経営方針である、「成長に向けた積極投資」及び「収益源多角化の加速」に取り組みました。

「BtoB-PF F00D事業」の「BtoBプラットフォーム 受発注」、「BtoBプラットフォーム 規格書」及び、「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」等の利用拡大により、当連結会計年度末(2023年12月末)の「BtoBプラットフォーム」全体の企業数は、前連結会計年度末比185,502社増の1,011,176社、全体の事業所数は、前連結会計年度末比361,904事業所増の1,888,288事業所となりました(注1)。

当連結会計年度の売上高は、「BtoB-PF F00D事業」の「BtoBプラットフォーム 受発注」、「BtoBプラットフォーム 規格書」における管理システム・クラウド化を求めるフード業界の買い手企業の新規稼働数の増加によるシステム使用料の増加及び「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」における企業のデジタル化推進によるシステム使用料の増加で、13,363百万円と前年度比2,358百万円(21.4%)の増加となりました。

営業利益は、売上高の増加が販売費及び一般管理費のうち事業拡大に必要な営業及び営業サポート人員の補強等による人件費の増加や利用企業数増加に向けた販売促進費等の増加を吸収し、830百万円と前年度比304百万円(57.8%)の増加となりました。

経常利益は、営業利益の増加及び当社の持分法適用会社における損失の拡大に伴い持分法による投資損失179百万円を計上した結果、632百万円と前年度比166百万円(35.9%)の増加となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増加及び当社で保有する投資有価証券において実質価額が著しく下落したことに伴い投資有価証

券評価損158百万円を計上したこと、また、繰延税金資産が増加したことに伴い法人税等調整額(益)190百万円を計上したことにより、298百万円と前年度比12百万円(4.2%)の増加となりました。

(注1) 「BtoBプラットフォーム」全体の企業数とは、「BtoBプラットフォーム」に登録された有料及び無料で利用する企業数のうち重複企業を除いた企業数であり、全体の事業所数とは、本社・支店・営業所・店舗の合計数であります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① BtoB-PF FOOD事業

「BtoBプラットフォーム 受発注」は、管理システム・クラウド化を求めるフード業界の買い手企業(外食チェーン、ホテル、給食等)とその店舗の利用企業数が増加し、システム使用料売上が増加しました。また、外食の復調に伴う食材流通金額の増加により、売り手企業の従量制(食材等の取引高に応じて課金)のシステム使用料売上が増加しました。外食個店と食品卸企業間のデジタル化を推進する受発注ライト及びTANOMUの利用も拡大し、システム使用料売上が増加しました。その結果、当連結会計年度末の買い手企業数は3,915社(前連結会計年度末比235社増)、売り手企業数は44,044社(同2,016社増)となりました(注2)。

また、「BtoBプラットフォーム 規格書」は、食の安心・安全、アレルギー対応の意識の高まりから、利用企業数が増加いたしました。当連結会計年度末の買い手機能は989社(前連結会計年度末比45社増)、卸機能は714社(同2社減)、メーカー機能は8,874社(同110社増)となりました(注2)。

当連結会計年度の「BtoB-PF F00D事業」の売上高は8,447百万円と前年度比720百万円(9.3%)の増加、営業利益は新プロダクトの拡販に必要な営業部門の人員補強による人件費が増加し、1,975百万円と前年度比204百万円(9.4%)の減少となりました。

② BtoB-PF ES事業

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、企業のデジタル化推進、インボイス制度の開始と電子帳簿保存法の改正に向けた顧客ニーズの大きな高まりにより、受取モデル・発行モデルの利用企業数が増加しました。また、大手企業を中心とした稼働(請求書の電子データ化)が順調に進みました。以上によりシステム使用料売上及びセットアップ売上が増加しました。また新プロダクトの「BtoBプラットフォーム TRADE」(見積から発注・請求までをクラウド管理するDXプラットフォーム)の利用も拡大し、システム使用料売上が増加しました。その結果、当連結会計年度末の

「BtoBプラットフォーム 請求書」の企業数は1,002,514社(前連結会計年度末比185,737社増)(注2)、その内数である受取側契約企業数は6,913社(同1,631社増)、発行側契約企業数は4,895社(同1,562社増)、合計で11,808社(同3,193社増)となりました(注2)。また、「BtoBプラットフォーム 商談」の買い手企業数は8,034社(同228社増)、売り手企業数は1,535社(同51社増)となりました(注2)。

当連結会計年度の「BtoB-PF ES事業」の売上高は4,916百万円と前年度 比1,638百万円(50.0%)の増加、営業損失は「BtoBプラットフォーム 請求 書」の事業拡大に必要な営業サポート人員の補強等による人件費及びマー ケティング施策の積極的な実施による販売促進費が増加し、1,149百万円 (前年度は営業損失1,664百万円)となりました。

(注2) セグメント別の企業数は、システムを利用する企業数の全体数を 表示しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「BtoBプラットフォーム」で、取引関係のある企業と企業を、社内を、ビジネスパーソンをつないで結び、会社経営、ビジネススタイルを大きく変えるシステムを提供いたします。そして、企業や人が中心となり自然に業界の垣根を越え、国の垣根を越え、世界に広がるシステム、事業を構築し、グローバルなBtoBプラットフォーム企業を目指してまいります。

また、中期経営方針である「本業(BtoBプラットフォーム)の強化」、「増収増益基調の継続、高収益性への回帰」、「出資先の「シナジー拡大」&「収益化」」に取り組み、長期的視野に基づいた中期業績目標として、2026年12月期に売上高200億円突破、営業利益50億円を目指してまいります。

次連結会計年度(2024年1月1日~12月31日)におきましては、積極姿勢を維持し、中期的売上成長の加速策を優先いたします。

「BtoB-PF F00D事業」では、復調傾向のフード業界全体のデジタル化を積極的に推進してまいります。「BtoBプラットフォーム 受発注」は、フード業界の幅広い業態において買い手企業の新規獲得の推進及び受発注ライト、TANOMUを活用した、外食個店と食品卸企業間のデジタル化を推進してまいります。また、新プロダクトのV-Manage(飲食店舗オペレーション管理アプリ)やAIOCR(FAX受注電子化サービス)の拡販に取り組みます。

「BtoB-PF ES事業」では、インボイス制度の開始と電子帳簿保存法の改正に伴う顧客ニーズの大きな高まりを捉えてまいります。「BtoBプラットフォーム 請求書」は、全業界においてData to Dataの優位性を活かし、新規獲得と稼働の推進を加速させ、高成長を継続してまいります。また、

新プロダクトの「BtoBプラットフォーム TRADE」(見積から発注・請求までをクラウド管理するDXプラットフォーム)の推進に取り組みます。

以上の課題を当社グループー丸となって取り組んで行くことで、更なる 事業の発展に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、格別 のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,689百万円であります。その主な内容は、BtoBプラットフォーム開発費2,639百万円であります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の 状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 2023年6月9日付で、I&M株式会社の株式1,500株を1株につき10,000円 で取得しております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区		分	第 23 期	第 24 期	第 25 期	第 26 期 (当連結会計年度)	
				2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売	上	高	(百万円)	8, 777	9, 835	11,004	13, 363
経	常利	益	(百万円)	1, 457	1,021	465	632
親会当	注株主に帰属 期 純 利	する 益	(百万円)	1,014	538	286	298
1 当	株 当 た 期 純 利	り 益	(円)	4. 44	2.36	1.25	1. 31
総	資	産	(百万円)	13, 015	13, 743	13, 703	13, 544
純	資	産	(百万円)	11, 293	11, 425	11, 422	10, 634
1 純	株 当 た 資 産	り 額	(円)	49. 41	49. 59	49. 59	46. 66

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入して表示しております。
 - 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31年)等を第25期の期 首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用し た後の数値となっております。

② 当社の財産及び掲益の状況の推移

区		分		第 23 期	第 24 期	第 25 期	第 26 期 (当事業年度)		
				,,	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	
売	上		高	(百万円)	8, 773	9, 835	11,060	13, 396	
経	常	利	益	(百万円)	1, 438	1,036	537	830	
当	期純	利	益	(百万円)	1,017	649	318	197	
1 当	株 当期 純	た利	り益	(円)	4. 45	2.84	1.39	0. 87	
総	資		産	(百万円)	13, 018	13, 777	13, 784	13, 444	
純	資		産	(百万円)	11, 328	11, 461	11, 504	10, 533	
1 純	株 当 資	た 産	り 額	(円)	49. 56	50. 14	50. 32	46. 56	

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入して表示しております。
 - 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31年)等を第25期の期 首から適用しており、当事業会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用し た後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	
株式会社Restartz	100百万円	55. 0%	店舗運営プラットフォームアプ リの開発	

[※]株式会社インフォマートインターナショナルは、当連結会計年度中に清算結了して おります。

(11) 主要な事業内容(2023年12月31日現在)

事業区分	主要サービス
BtoB-PF FOOD事業	日々の受発注業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 受発注」の提供と、食の安心・安全の仕組みづくりを推進する「BtoBプラットフォーム 規格書」の提供
BtoB-PF ES事業	企業間の請求書を電子化し、ペーパーレスを実現する「BtoBプラットフォーム 請求書」の提供と、購買・営業ツールとして商談業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 商談」の提供

(12) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

本社:東京都港区

西日本営業所:大阪府大阪市淀川区

福岡営業所(カスタマーセンター):福岡県福岡市博多区

(13) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	270百万円

(14) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
BtoB-PF FOOD事業	157名	22名増
BtoB-PF ES事業	135名	8名減
全社 (共通)	305名	46名増
合計	597名	60名増

- (注) 1. 上記人員には、役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
 - 2. 全社(共通)は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前事業年度末比 増減	平 均 年 齢 平均勤続年数
l	597名	60名増	36.6歳 6.52年

- (注) 1. 上記人員には、役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
 - 2. 従業員数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2023年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 721,408,000株

(2) 発行済株式の総数(注) 259,431,200株(自己株式33,197,049株を含む)

(3) 株 主 数 14,197名

(4) 大株主(上位10名)

株	主	名		持格	大数	持株比率
日本マスタート	ラスト信託銀行株式	式会社(信託	口)	28, 077	,400株	12. 4%
THE SFP M A S T E	V A L U E R E A R F U N D	LIZATI LTD	0 N	27, 053	, 200株	12. 0%
1	ATTAN BANK, N.A.			13, 968	, 099株	6. 2%
米 多 比		昌	治	12, 796	,000株	5. 7%
株式会社日本	エカストディ銀行	亍 (信託口)	12, 788	,400株	5. 7%
STATE STREET	BANK AND TRUST C	OMPANY 505	001	8, 198	, 178株	3.6%
THE BANK OI	F NEW YORK MEI	LON 1400	5 1	8, 067	, 200株	3.6%
藤田		尚	武	6, 827	,061株	3.0%
株式会	社 三 菱 U	F J 銀	行	6, 400	,000株	2.8%
株式会社	ジェフグル	メカー	k	6, 400	,000株	2. 8%

- (注) 1. 当社は、自己株式を33,197,049株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (33,197,049株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株	式	数	交 付	対象	者数
取締役(社外取締役を除く)		6	60,000株			5名
社外取締役			_			_
監査役			_			_

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2023年12月31日現在)

地		1	立	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表	取締後	计社	長	中	島		健	株式会社ジェフグルメカード 社外取締役
取糸	帝 役	会	長	長	尾		收	
取 締	行役 副	社	長	藤	田	尚	武	
取	締		役	村	上		肇	
取	締		役	木	村		慎	株式会社invox 社外取締役
取	締		役	加	藤	_	隆	一般社団法人日本フードサービス協会 顧問 株式会社ジェフグルメカード 取締役会長
取	締		役	岡	橋	輝	和	山九株式会社 社外取締役 株式会社マーキュリアホールディングス 社外取締役
取	締		役	兼	Щ	真	紀	インテグラル法律事務所 パートナー 内閣府政府広報事業評価基準等検討委員
常 堇	助 監	查	役	宮	澤		等	
監	査		役	垣	花	直	樹	株式会社イントランス 顧問
監	查		役	瀧	野	良	夫	日本カルミック株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役のうち加藤一降氏、岡橋輝和氏及び兼川真紀氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち垣花直樹氏及び瀧野良夫氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は株式会社東京証券取引所に対し、取締役 加藤一隆氏、岡橋輝和氏、兼川真紀 氏、監査役 垣花直樹氏、瀧野良夫氏の5名の社外役員を独立役員として届け出てお ります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外役員がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役及び監査役全員の被保険者が判決又は裁定により負担することになる損害賠償金額及び訴訟費用等の損害、並びに当社が被保険者に対して補償する又は補償する義務を負う損害及びその他訴訟等に係る調査費用等を当該保険契約により塡補することとしております。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、保険会社が保険金支払いの対象としない一定の免責事由の定めのほか、一定額に至らない損害については塡補の対象としておりません。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること、そして個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、月例の確定額報酬等に加えて譲渡制限付株式報酬を支給することにより、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進することを図っております。現在、業績連動の仕組みは導入しておりません。社外取締役については、監督機能を担うことに鑑み、確定額報酬等のみを支給しております。また、取締役報酬の内容の決定に関する権限の適切な行使のための措置として、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会では、取締役の報酬に関する事項の審議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、その結果を取締役会に答申しております。

② 取締役の個人別の確定額報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の確定報酬額等については、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定することを基本方針としております。

③ 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬を支給することとし、確定報酬額等の年額の10~30%相当を、原則として毎年4月に付与しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定することを基本方針としております。譲渡制限付株式報酬の譲渡制限は、譲渡制限期間中継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時点をもって解除いたします。ただし、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間満了前に退任した場合には、譲渡制限を解除する株式の数及び解除時期を必要に応じて合理的に調整し、譲渡制限期間満了前に正当でない理由により退任した場合等には、当社は割当株式を当然に無償で取得いたします。

④ 取締役の個人別の報酬等の額につき種類別の割合(比率)の決定に 関する方針

取締役の個人別の報酬額の種類別の割合(比率)については、各取締役に非金銭報酬等として支給する譲渡制限付株式報酬の金額を、当該取締役の確定報酬額等の年額の10~30%相当とすることとし、個人別の比率については、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進する観点に立って、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、取締役会にて決定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額 当事業年度に係る報酬等の総額

		報酬等の利	重別の総額	
地位	合計報酬額	基本報酬	非金銭報酬等	支給人員
取 締 役 (うち社外取締役分)	167, 969千円 (18, 780千円)	149,904千円 (18,780千円)	18,064千円 (-)	9名(3名)
監 査 役 (うち社外監査役分		27,900千円 (10,760千円)	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員分	, , , , ,	177,804千円 (29,540千円)	18,064千円 (-)	12名 (5名)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2006年3月22日開催の第8期定時株主総会において年額 200,000千円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち、社外取締役は4名)です。
 - 2. 監査役の金銭報酬の額は、2005年3月29日開催の第7期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
 - 3. 金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第23期定時株主総会において、株式報酬の額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年60,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、4名です。
 - 4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「4. (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

地	地 位 氏			名	兼	職	先	及	び	兼	職	内	容		
取	締	役	加	藤	_	隆	一般社団 株式会社					- 1			
取	締	役	岡	橋	輝	和	山九株式株式会社	会社	社外取約	帝役			:外取締	役	
取	締	役	兼	Щ	真	紀	インテク内閣府政			1721					
監	查	役	垣	花	直	樹	株式会社	:イント	・ランス	顧問					
監	查	役	瀧	野	良	夫	日本カル	ミック	株式会	社 顧問	月				

(注) 当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	加藤一隆	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席しております。 外食産業における幅広い経験と見識で、当社の経営戦略等の実効 性向上に有益な助言・提言を行っております。また、指名報酬委 員会の委員長として役員人事に関わる手続きの方針、取締役報酬 の決定プロセスにおいてリーダーシップを発揮しました。
取締役	岡橋輝和	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席しております。 事業会社における豊富な経験と深い知識で、当社の企業経営の実 効性向上に有益な助言・提言を行っております。また、指名報酬 委員会の委員を務めております。
取締役	兼川真紀	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席しております。 弁護士としての専門的見地から企業経営の実効性向上に有益な助 言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員を務め ております。
監査役	垣花直樹	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち17回に出席しております。 金融機関及び事業会社における豊かな経験と卓見を有し、コンプライアンスの実効性向上に有効な助言を行っております。
監査役	瀧野良夫	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち17回に出席しております。事業会社で培った経験と眼識を生かし、意思決定の妥当性及び適法性の確保に有効な助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	41,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62,602千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の合計額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の 報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3.当社の在外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対し、米国公認会計士協会保証業務基準18号(SOC1)、米国公認会計士協会報告実務ガイド(SOC2)に基づく内部統制の整備・運用状況に係る保証報告書作成業務(14,716千円)、及び、ISMAP情報セキュリティ監査ガイドラインにて定義された政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における監査業務(6,886千円)を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

<業務の適正を確保するための体制>

当社は、取締役会において、内部統制システム基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に基づき、法令、定款 に定める事項、会社の業務執行についての重要事項を決定する。
- ② 代表取締役社長は、法令、定款及び規則、規程、要領等(以下「社内規程」という)に基づき、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議及び社内規程に従い職務を執行する。
- ③ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務 執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取 締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監 査役の監査を受ける。
- ⑤ 当社は、「理念」に基づき、取締役及び使用人がとるべき行動の基準、 規範を示した「行動指針」を制定し、併せて取締役の職務執行に係るコ ンプライアンスについて、通報、相談を受け付ける窓口を内部通報者保 護規程に基づき設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、人事・総務部 門責任者を担当とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を文 書管理規程及び職務分掌規程において定める。
- ② 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理する。また、その保存媒体に応じて、安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、当該規程に基づき リスク管理委員会を設置し、個々のリスクを認識し、その把握と管理を 行い、またリスク管理責任者を決定し、管理体制を構築する。
- ② 重要ないし緊急の不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、リスク管理委員会及び顧問弁護士等を含む緊急対策委員会を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月開催し、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う。また、週1回、原則として社内取締役が出席する経営会議を開催し、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行う。
- ② 職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程及び職務権限 規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。
- ③ 業務管理に関しては、年度毎に予算及び事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行うほか、主要な営業係数については、日次、週次で進捗管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」に 基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問 題があった場合は就業規則に基づき厳正に処分する。また、その徹底を 図るため、人事・総務部門においてコンプライアンスの取り組みを横断 的に統括することとし、同部門を中心に役職員教育等を行う。
- ② 内部監査人は、人事・総務部門と連携の上、コンプライアンスの状況を 監査する。これらの活動は定期的に代表取締役社長及び常勤監査役に報 告されるものとする。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段と して内部通報者保護規程を運用、活用する。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適 正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。また、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行う。
- ② 一定の重要事項及びリスク情報に関しては、基準を設け、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、 取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁 書類及び関係資料を閲覧する。
- ② 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な 会議において、業務の執行状況を報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、重大な法令、又は定款違反及び不正な行為並びに 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく 監査役に報告する。
- ④ 監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- ⑤ 監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないこと が確保されている。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役社長との間に、定期的な意見交換会を設定する。
- ② 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部 監査人に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持 って、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に 報告を求める。
- ③ 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用については、会社に償還請求する権利を有する。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用を継続的に行う。また、内部監査 人により、内部統制の適正性を定期的に評価し、必要に応じて是正を行 う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの接触、不当要求等に対しては毅然とした態度で対応する方針とする。
- ② 人事・総務部門を統括部署とし、外部専門機関(管轄警察署、顧問弁護士等)と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲内で取引先の属性及び自社株の取引状況を確認する。さらに、反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況>

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システム基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度における当該体制の運用状況は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

- ① 取締役は、取締役会を毎月開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。
- ② 監査役は、毎月の取締役会の出席を通じて、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施しております。

(2) リスク管理体制

- ① 内部監査人は、年次の内部統制評価の基本計画に基づく内部統制評価を 実施し、取締役会にその結果を報告しております。
- ② 情報セキュリティ委員会は、年1回セキュリティリスクの見直しを実施 し、リスク対策を検討しています。また内部監査人による内部監査を実 施し、結果を社長に報告し、不適合については適切な是正措置を実施し ております。

(3) コンプライアンス体制

当社は、使用人の日常のセキュリティ意識及びコンプライアンス意識を 高めるため、新入社員研修を実施し、また派遣社員及びパート社員を含む全社員を対象とした社内研修を年1回実施しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

現金及び預金 4,936,670 買 掛 金 1 売 掛 金 2,349,626 短 期 借 入 金 5	54, 360 27, 280 70, 000 32, 553 75, 849 36, 523 34, 072
現金及び預金 4,936,670 買 掛 金 1 売 掛 金 2,349,626 短期借入金 7 貯 蔵 品 4,713 未 払 金 6 計 払 費 用 424,666 未払法人税等 2 で の 他 62,741 関 切 負 債 2 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	27, 280 70, 000 32, 553 75, 849 36, 523
売 掛 金 2,349,626 短 期 借 入 金 7 貯 蔵 品 4,713 未 払 金 6 前 払 費 用 424,666 未 払 法 人 税 等 2 そ の 他 62,741 賞 与 引 当 金 4 契 約 負 債 2	70, 000 32, 553 75, 849 36, 523
貯蔵 品 4,713 未 払 金 6 前 払 費用 424,666 未 払 法 人 税 等 2 その他 62,741 賞 与 引 当 金 4 契約負債 額約負債	32, 553 75, 849 36, 523
前 払 費 用 424,666 未 払 法 人 税 等 2 で の 他 62,741 賞 与 引 当 金 切 約 負 債 2	75, 849 36, 523
刊 424,000 そ の 他 62,741 賞 与 引 当 金 4 切 約 負 債	36, 523
2,741 切 他 切 物 角 唐 9	
貸倒引当金 △15,919 契約負債 2	34, 072
固定資産 5,781,817 その他 3	78, 081
有形固定資産 137,149 固定負債	55, 116
建 物 112,217	11, 558
工具、器具及び備品 24,932	43, 558
無形固定資産 3,900,090	09, 477
(純資産の部) ソフトウエア 3,579,484 U. 、 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	40.070
ソフトウエア仮勘定 306.272	13, 978
テ の 他 14 333	12, 512
投资その他の資産	92, 890
月 日	09, 097
#1	42, 748
(の他の名類型無利限	42, 748
荷百揆昇調監測と	78, 112
" · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	34, 839
	44, 316

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年1月1日から) 2023年12月31日まで)

	科				目		金	額
売		上		高				13, 363, 223
売	上		原	価				5, 777, 827
	売	上	総	7	利	益		7, 585, 396
販	売 費 及	びー	般 管	理 費				6, 755, 042
	営	業		利		益		830, 353
営	業	外	収	益				
	受	取		利		息	36	
	未 払	配	当生	è 除	斥	益	95	
	助	成	金	1	仅	入	1,730	
	雑		収			入	362	2, 223
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	3, 764	
	投 資	事	業 組	合 ì	運用	損	353	
	持 分	法に	よる	投	資 損	失	179, 220	
	自 己	1 株	式	手	数	料	17, 110	
	そ		0)			他	30	200, 479
	経	常		利		益		632, 098
特	別		損	失				
	投 資	有(西 証	券	評 価	損	158, 705	
	子	会	社	清	算	損	65, 636	224, 341
1	税 金 等	調素	を 前 🗎	当 期	純 利	益		407, 756
Ì	法 人 税	、住	民 税	及び	事業	税	305, 813	
Ì	法 人	税	等	調	整	額	△190, 058	115, 755
1	当	期	純	禾	il]	益		292, 000
Į į	非支配模	ま主に	帰属す	る当	期純損	失		6, 425
¥	親会社株	ま主に	帰属す	る当	期純利	益		298, 425

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>連結株主資本等変動計算書</u>

(2023年1月1日から) 2023年12月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3, 212, 512	3, 070, 032	5, 102, 701	△528	11, 384, 718
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	=	-	△192, 030	=	△192, 030
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	-	298, 425	_	298, 425
自己株式の取得				△999, 994	△999, 994
自己株式の処分	_	_	_	1	1
自己株式処分差益の振替	_	22, 857	_	_	22, 857
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	_	-	-	_	-
当期変動額合計	_	22, 857	106, 395	△999, 992	△870, 739
当 期 末 残 高	3, 212, 512	3, 092, 890	5, 209, 097	△1, 000, 521	10, 513, 978

	その他の包括	舌利益累計額		
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	△47, 221	△47, 221	84, 537	11, 422, 034
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	-	_	_	△192, 030
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	298, 425
自己株式の取得	_	_	_	△999, 994
自己株式の処分	_	_	_	1
自己株式処分差益の振替	-	_	_	22, 857
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	89, 969	89, 969	△6, 425	83, 544
当期変動額合計	89, 969	89, 969	△6, 425	△787, 195
当 期 末 残 高	42, 748	42, 748	78, 112	10, 634, 839

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社Restartz
- (2) 連結の範囲の変更に関する事項

当社の連結子会社であった株式会社インフォマートインターナショナルは清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

- (3) 持分法の適用に関する事項
 - ・持分法適用の関連会社数 1社
 - ・主要な会社等の名称 I & M株式会社
- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式……・移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎と し、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ、有形固定資産…………主に定率法を採用しております。

(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年~50年

工具、器具及び備品 2年~15年

ロ. 無形固定資産………定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用)については社内における 見込利用期間(5年以内)による定額法を採用しておりま

③ 重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金 …………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案

し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容 及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおり であります。 当社は、主にクラウド方式によるシステムの提供を行っております。サービス導入までに係る初期費用はサービス提供開始時点で、その後の利用料は提供期間にわたって、収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は 損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含め ております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「契約負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「契約負債」は102,682千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位・千円)

	(+12:111)
	当連結会計年度
ソフトウエア	3, 579, 484
ソフトウエア仮勘定	306, 272

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び継続してマイナスとなる見込みとなる場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が認められ、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認 識しております。

なお、回収可能価額は使用価値を使用しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。

ロ. 主要な仮定

当該将来キャッシュ・フローを算定する上での主要な仮定は、当社の取締役会で承認された中期経営計画に含まれる売上成長率であります。

売上成長率は、将来の経営環境における不確実性を考慮したものとしております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(2) 投資有価証券の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当連結会計年度
投資有価証券評価損(非上場株式)	158, 705
投資有価証券 (非上場株式)	726, 193
投資有価証券(投資事業組合への出資)	314

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

非上場株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

なお、投資先の超過収益力等を評価して取得時の1株当たり純資産額を大きく上回る価額で取得した銘柄については、投資後の業績が取得時点の事業計画を大幅に下回る期間が継続する等、取得時に評価した超過収益力等が大幅に減少したと認められる場合には、公正価値に基づく実質価額により評価しております。

また、投資事業組合への出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相 当額を純額で取り込む方法によって算出しておりますが、当該投資事業組合が保有す る投融資について評価の見直しが必要となる可能性があります。

ロ. 主要な仮定

上記の公正価値はインカムアプローチの技法により算定しております。

インカムアプローチの技法を用いた公正価値は、将来の売上予測を反映させた事業 計画に基づいて将来キャッシュ・フローを算定し、当該キャッシュ・フローを割り引 くこと等により算定しております。以上のことから、将来の売上予測及び割引率が主 要な仮定となります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

173,549千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 投資有価証券評価損

当社が保有する 投資有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理 を行ったものであります。

(2)子会社清算指

連結子会社であった株式会社インフォマートインターナショナルの清算が結了し、未実現であった為替換算調整勘定が実現したため、計上したものであります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式の数 普通株式 259,431,200株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

イ. 2023年3月29日開催の第25期定時株主総会決議による配当に関する事項

	株式の 種 類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
١	普通株式	82, 305	0. 36	2022年12月31日	2023年3月30日

ロ、2023年7月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の 種 類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	109, 717	0. 48	2023年6月30日	2023年9月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 2024年3月27日開催の第26期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の 種 類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益	110, 854	0. 49	2023年12月31日	2024年3月28日

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして必要な資金(主に銀行借入)を長期的に調達し、 また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に投資先企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。 借入金は、主にソフトウエア開発に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理の方針に従い、営業債権については、本社財務・経理部と各事業部が 連携して、営業債権の回収状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を 管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、 連結子会社についても、当社の債権管理方針に準じ同様の管理を行っております。有価証 券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行い、信用状況に 応じた残高管理を行っております。なお、デリバティブ取引については取締役会決議に従って執行・管理を行っております。 また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未 払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略 しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額	
敷金	159, 935	149, 442	△10, 493	
資産計	159, 935	149, 442	△10, 493	

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位:千円)

区 分	連結貸借対照表計上額		
非上場株式	782, 173		
投資事業組合への出資	314		

上記については、市場価格のない株式及び投資事業組合への出資であることから、時価開 示の対象としておりません。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超	
現金及び預金	4, 936, 670	_	_	
売掛金	2, 333, 707	_	_	
敷金	_	_	159, 935	

(注) 3. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
短期借入金	770, 000	_	_	_	_	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において 形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価

格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらの インプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレ ベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

□ /\		価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
敷金	_	149, 442	_	149, 442	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 敷金の時価については、返済予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国 債の利回りで割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	執	報告セグメント					
	BtoB-PF FOOD	BtoB-PF ES	計	合計			
一時点で移転される財 一定の期間にわたり 移転される財	252, 165 8, 194, 936	1, 336, 813 3, 579, 308	1, 588, 978 11, 774, 244	1, 588, 978 11, 774, 244			
顧客との契約から生じる収益	8, 447, 102	4, 916, 121	13, 363, 223	13, 363, 223			
その他の収益	_	_	_	_			
外部顧客への売上高	8, 447, 102	4, 916, 121	13, 363, 223	13, 363, 223			

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

契約負債は主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であります。 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位: 千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1, 978, 133	2, 349, 626
契約負債	102, 682	245, 630

(注) 契約負債は主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約 期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

10.1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

46円66銭

(2) 1株当たり当期純利益

1円31銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

・ 純資産の部の合計額 10,634,839千円 ・純資産の部の合計額から控除する金額 78,112千円 (うち非支配株主持分) (78.112千円) ・普通株式に係る期末の純資産額 10,556,726千円 ・普通株式の発行済株式総数 259, 431, 200株 普通株式の自己株式数 33, 197, 049株 ・1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 226,234,151株

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益

298,425千円

普通株主に帰属しない金額

一千円

・普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益

298,425千円

• 期中平均株式数

227,681,730株

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7, 681, 123	流動負債	2, 855, 845
現金及び預金	4, 845, 210	買 掛 金	130, 376
売 掛 金	2, 361, 849	短 期 借 入 金	770, 000
貯 蔵 品	4, 713	未 払 金	631, 233
前 渡 金	3, 739	未 払 費 用	191, 880
前 払 費 用	424, 665	未払法人税等	275, 559
そ の 他	56, 864	契約負債	234, 072
貸倒引当金	△15, 919	預り金	68, 794
固定資産	5, 763, 267	賞与引当金	436, 523
有形固定資産	137, 149	その他	117, 407
建物	112, 217	固定負債	55, 116
工具、器具及び備品	24, 932	契約負債	11, 558
無形固定資産	3, 828, 489	資産除去債務	43, 558
ソフトウェア	3, 508, 893	負債合計	2, 910, 962
ソフトウエア仮勘定	306, 272	(純資産の部) 株主資本	10 522 427
特 許 権	969	株 主 資 本 資 本 金	10, 533, 427 3, 212, 512
商標権	11, 556	資本剰余金	3, 092, 890
そ の 他	797	資本準備金	2, 649, 287
投資その他の資産	1, 797, 628	その他資本剰余金	443, 602
投資有価証券	726, 508	利益剰余金	5, 228, 546
関係会社株式	123, 231	利益準備金	5, 241
長期前払費用	120	その他利益剰余金	5, 223, 304
繰延税金資産	784, 832	繰越利益剰余金	5, 223, 304
敷 金	159, 935	自 己 株 式	△1, 000, 521
そ の 他	3,000	純 資 産 合 計	10, 533, 427
資 産 合 計	13, 444, 390	負債純資産合計	13, 444, 390

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>損 益 計 算 書</u> (2023年1月1日から) 2023年12月31日まで)

(単位:千円)

	科				目		金	額
売		上		高				13, 396, 680
売	-	Ŀ	原	価				5, 803, 255
	売	上	総	利		益		7, 593, 425
販	売 費 🧷	及び一	般管理	里 費				6, 743, 489
	営	業		利		益		849, 935
営	業	外	収	益				
	受	取		利		息	34	
	未	公 配	当 金	除	斥	益	95	
	助	成	金	収		入	1,730	
	雑		収			入	358	2, 219
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	3, 764	
	投資	事業	業 組	合 運	用	損	353	
	自	己株	式	手	数	料	17, 110	
	そ		Ø			他	30	21, 258
	経	常		利		益		830, 896
特	5	驯	損	失				
	関係	会	土株	式 評	価	損	264, 268	
	投資	有信	五 証	券 評	価	損	158, 705	422, 973
	税	引前	当 期	純	利	益		407, 922
	法 人	税、自	臣 民 税	及び	事 業	税	305, 523	
ì	法 人	. 税	等	調	整	額	△95, 294	210, 229
	当	期	純	利		益		197, 693

⁽注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から) (2023年12月31日まで)

(単位:千円)

							T-122 • 1147
			株	主 資	本		
		資 2	本 剰 ء	全 金	利	益 剰 余	金
	資本金	資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	3, 212, 512	2, 649, 287	420, 744	3, 070, 032	5, 241	5, 217, 642	5, 222, 883
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	_	_	_	-	-	△192, 030	△192, 030
当 期 純 利 益	_	_	_	_	_	197, 693	197, 693
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_	_
自己株式の処分	_	_	_	_	_	_	-
自己株式処分差益の振替	_	_	22, 857	22, 857	-	_	-
当期変動額合計	_	_	22, 857	22, 857	-	5, 662	5, 662
当 期 末 残 高	3, 212, 512	2, 649, 287	443, 602	3, 092, 890	5, 241	5, 223, 304	5, 228, 546

					株 主	資 本	
					自己株式	株主資本合計	純資産合計
当	期	首	残	高	△528	11, 504, 900	11, 504, 900
当	期	変	動	額			
剰	余	金	の配	当	_	△192, 030	△192, 030
当	期	純	利	益	_	197, 693	197, 693
自	己杉	朱式	の取	得	△999, 994	△999, 994	△999, 994
自	己杉	朱式	の処	分	1	1	1
自	己株式	処分	差益の扱	ē替	_	22, 857	22, 857
当;	朝 変	動	額合	計	△999, 992	△971, 472	△971, 472
当	期	末	残	高	△1,000,521	10, 533, 427	10, 533, 427

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 会計方針に係る事項に関する注記

- (1)資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等 ……・移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、 持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………定率法を採用しております。

(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。)

(主な耐用年数)

建物 3年~50年

工具、器具及び備品 2年~15年

② 無形固定資産 ………定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア (自社利用) については社内における見込利用期間 (5年以内) による定額法を採用し

ております。

特許権については主に8年で償却しております。商標権については主に10年で償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 ………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づ

き計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、主にクラウド方式によるシステムの提供を行っております。サービス導入までに係る初期費用はサービス提供開始時点で、その後の利用料は提供期間にわたって、収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)」に記載しているため、注記を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の評価
 - ①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当事業年度
ソフトウエア	3, 508, 893
ソフトウエア仮勘定	306, 272

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び継続してマイナスとなる見込みとなる場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が認められ、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認 識しております。

なお、回収可能価額は使用価値を使用しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。

ロ. 主要な仮定

当該将来キャッシュ・フローを算定する上での主要な仮定は、当社の取締役会で承認された中期経営計画に含まれる売上成長率であります。

売上成長率は、将来の経営環境における不確実性を考慮したものとしております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	(11211117
	当事業年度
関係会社株式評価損	264, 268
関係会社株式	123, 231

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

非上場株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行 会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行 い、評価差額は当期の損失として処理しております。

なお、投資先の超過収益力等を評価して取得時の1株当たり純資産額を大きく上回る価額で取得した銘柄については、投資後の業績が取得時点の事業計画を大幅に下回る期間が継続する等、取得時に評価した超過収益力等が大幅に減少したと認められる場合には、公正価値に基づく実質価額により評価しております。

ロ. 主要な仮定

上記の公正価値はインカムアプローチの技法により算定しております。

インカムアプローチの技法を用いた公正価値は、将来の売上予測を反映させた事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローを算定し、当該キャッシュ・フローを割り引くこと等により算定しております。以上のことから、将来の売上予測及び割引率が主要な仮定となります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

(3) 投資有価証券の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当事業年度
投資有価証券評価損(非上場株式)	158, 705
投資有価証券(非上場株式)	726, 193
投資有価証券(投資事業組合への出資)	314

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

非上場株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

なお、投資先の超過収益力等を評価して取得時の1株当たり純資産額を大きく上回る価額で取得した銘柄については、投資後の業績が取得時点の事業計画を大幅に下回る期間が継続する等、取得時に評価した超過収益力等が大幅に減少したと認められる場合には、公正価値に基づく実質価額により評価しております。

また、投資事業組合への出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相 当額を純額で取り込む方法によって算出しておりますが、当該投資事業組合が保有する投融資について評価の見直しが必要となる可能性があります。

ロ. 主要な仮定

上記の公正価値はインカムアプローチの技法により算定しております。

インカムアプローチの技法を用いた公正価値は、将来の売上予測を反映させた事業 計画に基づいて将来キャッシュ・フローを算定し、当該キャッシュ・フローを割り引 くこと等により算定しております。以上のことから、将来の売上予測及び割引率が主 要な仮定となります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 15,400千円 短期金銭債務 3,095千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

173,549千円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 販売費及び一般管理費 61,592千円 △5,400千円

(2) 関係会社株式評価損

当社の持分法適用会社であるI&M株式会社について、関係会社株式評価損を計上したものであります。

(3) 投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を 行ったものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式の数 自己株式 33,197,049株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	22,544千円
契約負債	68,447千円
未払事業所税	2,699千円
減価償却超過額	480,893千円
繰延資産償却超過額	20,882千円
投資有価証券評価損	63,905千円
関係会社株式評価損	80,919千円
貸倒引当金繰入限度超過額	4,874千円
資産除去債務	13,337千円
賞与引当金	133,663千円
減損損失	36,858千円
その他	23,510千円
繰延税金資産小計	952, 535千円
評価性引当額	△158, 162千円
繰延税金資産合計	794, 373千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△9,540千円
繰延税金負債合計	△9,540千円
繰延税金資産の純額	784,832千円

8. 収益認識に関する注記

「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

46円56銭

(2) 1株当たり当期純利益

0円87銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額

10,533,427千円

・純資産の部の合計額から控除する金額

-千円 10,533,427千円

普通株式に係る期末の純資産額

259, 431, 200株

普通株式の発行済株式数

33, 197, 049株

・普通株式の自己株式数

・1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 226,234,151株

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

· 当期純利益

197,693千円

・普通株主に帰属しない金額

-千円 197,693千円

・ 普通株式に係る当期純利益

197,093 | 🗀

· 期中平均株式数

227,681,730株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 泰 広 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 粂 井 祐 介

業務執行社員

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インフォマートの 2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連 結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について 監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められ る企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォマート及び連結子会社からなる企業 集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点におい て適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査にお ける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関 する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その 他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、そ の他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す ることにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれ ておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通 読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で 得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な 相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に 不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監 査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連 結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性 があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監 査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報 に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に 関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対 して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び 監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

> 指定有限責任社員 公認会計士 川 口 泰 広 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 粂 井 祐 介

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インフォ マートの2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、す なわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに その附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認め られる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の 状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準 拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の 監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責 任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれ ておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではな い。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通 読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程 で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払 うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがある と判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し て以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審 議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

株式会社インフォマート 監査役会 監 査 役 宮 澤 等 印 (常 勤) 監 査 役 垣 花 直 樹 印 監 査 役 瀧 野 良 夫 印

(注) 監査役垣花直樹及び監査役瀧野良夫は、会社法第2条第16号及び第 335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、個別業績に応じた成果の配分(基本配当性向50.0%)を継続的に行うこと及び中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを配当政策の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、株主還元、安定配当の維持を踏まえ総合的に勘案した結果、1株につき0円49銭とし、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金0円49銭 総額110,854,734円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行により、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが認められました。

当社は、感染症拡大又は自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、現行定款第12条第2項に場所の定めのない株主総会の開催に関する規定を追加するものであります。

なお、本定款一部変更が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2023年8月31日付の経済産業大臣及び法務大臣の確認書を受領しております。

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています)

	(1/////////////////////////////////////
現行定款	変更案
(株主総会の招集)	(株主総会の招集)
第12条 当会社の定時株主総会は、毎	第12条 当会社の定時株主総会は、毎
年3月にこれを招集し、臨時株主総会	年3月にこれを招集し、臨時株主総会
は、必要がある場合に随時これを招集	は、必要がある場合に随時これを招集
する。	する。
(新設)	2 当会社は、感染症拡大や大規模災
	害の発生等により、場所の定めのある
	株主総会を開催することが、株主の利
	益にも照らして適切でないと取締役会
	が決定したときには、株主総会を場所
	の定めのない株主総会とすることがで
	きる。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営陣の充実強化を図るため取締役を1名増員することとし、取締役1名の 選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期 は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなりま す。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する社の株式数					
り そんいる 李 成一 (1975年11月17日生)	1998年4月 アンダーセンコンサルティング (現:アクセンチュア株式会社)入社 2000年5月 株式会社 I Q 3 入社 2001年6月 株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング入社 2002年3月 株式会社エル・ティー・エス 取締役 2005年1月 同社 取締役副社長 2019年5月 同社 取締役副社長COO 2021年1月 株式会社イオトイジャパン 取締役(現任) 2021年3月 株式会社エル・ティー・エス 取締役副社長(現任) 2021年7月 株式会社ワクト 監査役 2022年7月 同社 取締役(現任) 2023年12月 株式会社HCSホールディングス取締役会長(現任)	-株					

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

李成一氏は、株式会社エル・ティー・エス設立に参画し、長年に亘り要職を歴任、コンサルティングサービスに関する業務全般の統括と事業基盤構築及びサービス競争力の強化に貢献されてきました。また、株式会社イオトイジャパンでの取締役、株式会社ワクトでの監査役を務められた経験と幅広い見識から当社への有益な助言・指導をできるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 李成一氏は新任取締役候補者であります。
 - 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 李成一氏は社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は、東京証券取引所に対し、李成一氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 5. 社外取締役候補者の独立性は次のとおりであります。
 - ①李成一氏は過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ②李成一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産(取締役としての報酬を除く)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③李成一氏は当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、

三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

6. 当社は、李成一氏の選任が承認可決された後、同氏と責任限定契約を 締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は、次のと おりであります。

社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、 社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない ときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として 当社に対して損害賠償責任を負う。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社役員等である被保険者が判決又は裁定により負担することになる損害賠償金額及び訴訟費用等の損害、並びに当社が被保険者に対して補償する又は補償する義務を負う損害及びその他訴訟等に係る調査費用等を当該保険契約により塡補することとしております。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

なお、保険会社が保険金支払いの対象としない一定の免責事由の定めの他、一定額に至らない損害については塡補の対象としておりません。

本議案でお諮りする社外取締役の候補者である李成一氏は、本総会で選任されましたら、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、今期中に到来する当該保険契約の期間満了にともない同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役宮澤等氏及び監査役垣花直樹氏は任期 満了となり、監査役垣花直樹氏は退任されますので、新たに監査役2名の 選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する され が 社数
1	みやざわ ひとし 宮 澤 等 (1968年9月11日生)	2005年2月 当社入社 2005年8月 当社管理本部 2007年1月 当社管理本部 2010年4月 当社管理本部 2011年7月 当社管理本部 2012年11月 当社管理本部 2019年1月 当社管理本部 2019年1月 当社人事・総務部 2020年1月 当社常勤監査役(現任)	48,000株

(監査役候補者とした理由)

宮澤等氏は、当社の管理部門における長年の経験から当社事業に精通しており、 財務部門、総務部門と豊富な業務経験と幅広い知見を有しています。これらの専 門性、経験、見識を活かし、当社監査役就任時から現在に至るまで、実効性の高 い監査を行っております。引き続き当社の経営を客観的に監視・監督できるもの と判断したため、監査役候補者といたしました。

候 補 者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 社 の 株 式 数
2	やべ よしかず 矢部 芳一 (1955年1月17日生) (※)	1977年4月 株式会社三和銀行(現:株式会社三菱UF J銀行)入行 1998年4月 スイス三和銀行 社長 2001年1月 三和銀行 岐阜支店長 2003年5月 UFJつばさセキュリティーズアジア 社長 2006年6月 三菱UFJ証券株式会社(現:三菱UFJモ ルガンスタンレー証券) 執行役員 2007年6月 MUハンズオンキャピタル株式会社 代表取締役社長 2011年6月 同社代表取締役会長 2014年1月 マルハンジャパン銀行(現:サタパナ銀 行) 取締役頭取 2016年4月 サタパナ銀行 取締役副会長 2017年3月 株式会社ショーケース・ティービー (現:株式会社ショーケース) 社外取締役 (現任) 2017年6月 株式会社フルッタフルッタ 社外取締役 (現任) 2017年6月 株式会社フルッタフルッタ 社外取締役 2019年3月 株式会社ハシラス 常勤監査役	-株

(社外監査役候補者とした理由)

矢部芳一氏は、国内外の金融機関において多くの要職を歴任しており、会計財務に関する経験と幅広い知見を有しております。また株式会社ショーケースの社外取締役、株式会社ハシラスの常勤監査役を務められる等、会社経営にも精通されていることから、ガバナンス強化、及び経営者としての豊富な経験を当社グループの監査に反映することができるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. (※) は新任監査役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 矢部芳一氏は社外監査役候補者であります。
 - 4. 当社は、東京証券取引所に対し、矢部芳一氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 5. 社外監査役候補者の独立性は次のとおりであります。
 - ①矢部芳一氏は過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執 行者となったことはありません。
 - ②矢部芳一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産(監査役としての報酬を除く)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③矢部芳一氏は当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - 6. 当社は、矢部芳一氏の選任が承認可決された後、同氏と責任限定契約 を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は、次の

とおりであります。

社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、 社外監査役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない ときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として 当社に対して損害賠償責任を負う。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社役員等である被保険者が判決又は裁定により負担することになる損害賠償金額及び訴訟費用等の損害、並びに当社が被保険者に対して補償する又は補償する義務を負う損害及びその他訴訟等に係る調査費用等を当該保険契約により塡補することとしております。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

なお、保険会社が保険金支払いの対象としない一定の免責事由の 定めの他、一定額に至らない損害については塡補の対象としておりま せん。

本議案でお諮りする社外監査役の候補者である矢部芳一氏は、本総会で選任されましたら、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、今期中に到来する当該保険契約の期間満了にともない同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役及び監査役のスキル・マトリックス(※候補者を含む)

	氏 名	,	指名報酬 委員会 ◎:委員長	企業経営	法務・リスク マネジメント	財務・会計	人事・総務	業界知見
	中島	健	0	0			0	0
	長尾	收		0	0			0
	藤田 尚	尚武		0		0	0	0
取	村上	肇		0	0		0	0
締	木村 '	慎						0
役	加藤 -	一隆	0	0				0
	岡橋 潍	軍和	0	0			0	0
	兼川 真	真紀	0		0			
	李 成	_		0				0
監査役	宮澤	等			0	0	0	0
	瀧野 良	支夫		0	0			
	矢部 芳	- デー		0	0	0	0	

	氏 名	IT・テクノ ロジー・ DX	営業・マーケ ティング	稼働・ 顧客対応	新事業開拓・ M&A	グローバル	ESG・サステナ ビリティ
取締役	中島 健	0	0	0	0	0	
	長尾 收	0			0	0	0
	藤田 尚武						0
	村上 肇	0		0			0
	木村 慎	0	0	0	0		0
	加藤 一隆		0		0	0	0
	岡橋 輝和		0	0	0	0	0
	兼川 真紀						0
	李 成一	0	0		0		
監査役	宮澤 等						
	瀧野 良夫	0	0				
	矢部 芳一	0	0		0	0	

以上

株主総会会場ご案内図

〒105-0013 東京都港区浜松町二丁目3番1号 日本生命浜松町クレアタワー 5階 浜松町コンベンションホール「メインホールA」

地下鉄:大門駅(都営浅草線・都営大江戸線) B 5 出口 直結

JR京浜東北線·山手線:浜松町駅北口 徒歩2分

モノレール:浜松町駅(北口) 徒歩2分



- ※本総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。